

議案第24号

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

武蔵小金井北第2自転車駐車場用地の借地返還の要請が出されたことに伴い、当該自転車駐車場を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

武蔵小金井北第1自転車駐車場	小金井市本町五丁目18番
武蔵小金井北第2自転車駐車場	小金井市本町二丁目7番

」

を

「

武蔵小金井北第1自転車駐車場	小金井市本町五丁目18番
----------------	--------------

」

に改める。

別表第2中

「

武蔵小金井北第1	一時使用	100		150	
	定期使用	1,500	1,200		
武蔵小金井北第2	一時使用	100		150	

」

を

「

武蔵小金井北第1	一時使用	100		150	
	定期使用	1,500	1,200		

」

に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 2 4 号資料 1

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例						現行条例						備考
別表第 1 (第 2 条関係)						別表第 1 (第 2 条関係)						自転車 駐車場の 廃止
名称		位置				名称		位置				
省略						省略						
武蔵小金井北第 1 自転車駐車場		小金井市本町五丁目 1 8 番				武蔵小金井北第 1 自転車駐車場		小金井市本町五丁目 1 8 番				
武蔵小金井北第 2 自転車駐車場		小金井市本町二丁目 7 番				武蔵小金井北第 2 自転車駐車場		小金井市本町二丁目 7 番				
省略						省略						
別表第 2 (第 6 条関係)						別表第 2 (第 6 条関係)						
(単位：円)						(単位：円)						
自転車駐車場	使用区分	使用料				自転車駐車場	使用区分	使用料				
		自転車		原動機付自転車				自転車		原動機付自転車		
		一般	学生等	一般	学生等			一般	学生等	一般	学生等	
省略						省略						
武蔵小金井北第 1	一時使用	100		150		武蔵小金井北第 1	一時使用	100		150		
	定期使用	1,500	1,200	/	/		定期使用	1,500	1,200	/	/	
武蔵小金井北第 2	一時使用	100		150		武蔵小金井北第 2	一時使用	100		150		
	定期使用	100		150			定期使用	100		150		
省略						省略						
備考 省略						備考 省略						
付 則						付 則						
この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。						この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。						

廃止自転車駐車場の位置

